

新居浜市総合運動公園基本計画策定業務
公募型プロポーザル実施要領

令和3年9月

新居浜市教育委員会事務局スポーツ振興課

1. 業務の目的

新居浜市では、生涯を通じて心豊かな生活を送ることができる「健康」へのニーズの高まりや運動・スポーツに対する目的や内容の多様化により、市民一人ひとりのライフスタイルに応じた環境づくりと生涯を通じた運動・スポーツに親しむ機会と場所づくりの施策を展開している。一方で、本市の主要な運動施設については、建設当時は十分な規模・機能を有していたものの、市民一人ひとりのライフスタイルの変化に伴うスポーツへの取り組みの多様化や施設の老朽化等により、現在では市民ニーズへの対応が困難な状況となっているものもある。また、各運動施設が市内に点在しており、利用者にとって不便な場面も生じてきている。

こうした背景を受け、本市では市民や関連団体からの意見を把握し、市内に点在する既存運動施設の現況や総合運動公園の整備との関連を整理した上で、新たに導入すべき施設の内容を明確にした「新居浜市総合運動公園構想」を平成29年3月に策定した。

本業務では、この「新居浜市総合運動公園構想」を踏まえ、公園全体及び公園内に配置を予定する各種運動施設等に関する計画の具現化を図るとともに、その事業費の精査、財源の検討等を行い、もって本市総合運動公園の基本計画を策定するものである。

本要領は、本業務を行い得る能力を持つ民間事業者の中から、業務に対する意欲、資質及び技術能力等が最も優れた者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により特定するため、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

新居浜市総合運動公園基本計画策定業務

(2) 業務内容

別記「業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 委託料の上限額

35,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 事業担当課

〒792-8585新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市教育委員会事務局スポーツ振興課

TEL：0897-65-1303（直通）

FAX：0897-65-1306

E-mail：sports@city.niihama.lg.jp

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。ただし、共同

企業体（JV）で参加する場合は、以下の（１）～（３）の要件はすべての企業が、（４）～（５）の要件は代表となる構成員が満たすこと。なお、一者またはJVの構成員として複数の参加は認めないものとし、出資比率に関する要件は付さない。

- （１） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。
 - イ 民事再生法（平成11年法律225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。
- （２） 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は新居浜市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- （３） 令和3・4年度新居浜市入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、「測量・建設コンサルタント等」において、参加資格を有すると認定されている者。（期間が有効であること。）
- （４） 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- （５） 過去10年間（平成23年度から令和2年度まで）において、元請として地方公共団体が発注した以下の業務実績があること。なお、下記業務実績はJV構成員として受託した実績も含んでよいものとする。
 - ・面積30ha以上の「総合運動公園」における基本計画または基本設計業務
- （６） 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく建設部門若しくは総合技術監理部門として登録された「技術士」の資格を有する者であり、かつ建築士法（昭和25年法律第202号）により登録された「一級建築士」の資格を有する者を管理技術者及び照査技術者として配置できるものであること。また、担当技術者には、建設部門若しくは総合技術監理部門として登録された「技術士」の資格を有する者であり、かつ登録ランドスケープアーキテクト（RLA）の資格を有する者を配置できるものであること。

なお、上記の「技術士」は、建設部門「都市及び地方計画」若しくは総合技術監理部門「建設：都市及び地方計画」としての登録に限る。

4. 参加資格確認申請書の提出等

- （１） 提出書類
 - ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）
 - イ 会社・団体概要調書（様式2）
 - ウ 業務受託実績（様式3）
 - エ 技術者調書（様式4）
 - オ 配置予定技術者調書（様式5）

- (2) 提出期限
令和3年10月20日(水)17時15分必着
- (3) 提出先
2. (5)の事業担当課
- (4) 提出方法
持参(閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内)又は郵送(配達証明付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。)により提出すること。
- (5) 参加資格確認結果の通知
令和3年10月26日(火)までに公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書(様式6)により通知する。
- (6) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
 - ア 入札参加資格がないと認められた者は、副市長に対して入札参加資格がないと認められた理由について、書面により説明を求めることができるものとする。この場合においては、令和3年10月28日(木)17時15分までに当該書面を持参の上、提出しなければならない。
 - イ アの書面の提出先
2. (5)の事業担当課
 - ウ アにより説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和3年11月1日(月)17時15分までに書面(電子メール)により回答する。

5. 質問の提出期限等

- (1) 提出期限
令和3年10月13日(水)17時15分まで
- (2) 提出方法
質問書(様式7)を作成し、電子メールにて提出すること。訪問及び電話による質疑は受け付けない。
- (3) 提出先
2. (5)の事業担当課
- (4) 質問に対する回答
令和3年10月20日(水)17時15分までに質問者へ書面(電子メール)で回答するとともに、事業担当課のホームページに掲載する。ただし、本業務の受託候補者の特定において、公平性を保てないと判断される質問については、回答、公表しない場合がある。

6. 業務提案書等の作成

業務提案書は、仕様書を熟読の上、次のとおり作成すること。

- (1) 業務提案書はA4サイズとし、6枚以内とする。A3版を使用する場合にはA4サ

- イズに折り込むこと。（A 3 版 1 枚につき、A 4 版 2 枚分とする。）
- (2) 業務提案書の様式は任意とするが、次の項目順に区分して記載すること。
- ア 業務実施方針
「新居浜市総合運動公園構想」における基本方針及び本業務仕様書等を踏まえ、本業務の実施方針について記述すること。
- イ 公園計画の立案に関する提案
上記アにおける実施方針に基づき、本公園における公園計画立案にあたり、課題や留意する事項とその対応策について提案すること。
- ウ 業務実施体制
業務に係る技術者・協力者を含む組織体制を記述すること。
- エ 実施スケジュール
本業務の実施スケジュールについて、具体的に作業項目、作業時期を明示し記述すること。
- オ 上記ア～エのほか、本市に有益な独自提案がある場合は、その手法について提案すること。ただし、見積金額に含めた提案とする。
- (3) 提出の際に、業務提案書提出届（様式 8）及び新居浜市副市長宛の見積書を提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する。）とともに、業務提案書の経費と整合させること。

7. 業務提案書等の提出

- (1) 提出書類
- | | |
|-----------|--------------------|
| 業務提案書提出届 | 1 部 |
| 業務提案書 | 8 部（正本 1 部、副本 7 部） |
| 見積書（任意様式） | 1 部 |
- (2) 提出期限
令和 3 年 11 月 18 日（木）17 時 15 分必着
- (3) 提出先
2. (5) の事業担当課
- (4) 提出方法
持参（閉庁日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までの執務時間内）又は郵送（配達証明付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。
- (5) その他
- ア 業務提案書は 1 者につき 1 提案のみとする。
- イ 受領した提出物は返却しないものとする。また、書類等の追加提出は認めないものとする。

8. 審査及び決定

- (1) 業務提案書等の審査は、新居浜市総合運動公園基本計画策定業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2) 業務提案書等の提出後、審査委員会において、参加者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに応じない場合には、辞退したものとみなす。
 - ア 実施日時（予定）

令和3年11月30日（火）※詳細については別途通知する。
 - イ 実施場所
新居浜市役所本庁舎内とし、詳細については別途通知する。
 - ウ 実施時間
1提案者につき30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。
 - エ 出席者
 - オ 1提案者につき4名までとし、管理技術者となる予定の者は、原則出席する。
 - カ 留意事項
プレゼンテーション及びヒアリングは、提出した業務提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン等による説明は許可する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、業務提案書等の受付順とし、個別に行い、非公開とする。
- (3) 審査委員会において、各参加者の業務提案書等の内容について、審査項目及び配点で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた業務提案を行った者を契約の相手方となるべき候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

ア 審査委員会における評価項目及び配点は次のとおりとする。

評価項目		評価事項	配点 (最低水準点)
業務実績等	業務実績	本業務に類する業務を実施する実績を有しており、その経験等を十分に生かせることが期待できるか	10
	予定技術者の実績及び能力	本業務を適正かつ確実に実施できるよう、各担当者の資格及び業務実績は十分であるか	10 (5)
提案内容	業務目的及び内容の理解度	総合的に本業務の目的及び内容等の理解度が高く、分析の方向性が的確かどうか	10 (5)
	業務実施体制	本市との打合せや問い合わせに的確・迅速に対応できるとともに、管理技術者及び他の担当者が相互に連携し、提案書通りの業務執行が可能な体制が構築されているか	10 (5)
	本業務の遂行能力	「新居浜市総合運動公園構想」を踏まえ、市民ニーズ等を十分に反映させ、本業務の内容全般を適切に遂行することが出来るか	20 (10)
	公園計画立案に係る業務遂行能力	公園計画の立案に当たり、各種スポーツ施設の配置計画との関連性・整合性や経済性等を十分に考慮し、専門的見地からの的確に業務を遂行する能力があるか	20 (10)
	資料調製能力と業務等に対する意欲	提案書が見やすく分かりやすいものになっており、業務に対する意欲と熱意が感じられるか	10 (5)
	見積金額	見積金額の積算は妥当で、価格の点で優れた提案となっているか	10
合 計			100

イ 各審査委員の採点の合計点（以下「得点」という。）が高かった提案事業者を受託候補者として特定する。なお、得点が同点であった場合は、審査委員会で協議の上、委員長が決定する。

ウ 参加者が1者になった場合でも審査を行い、最低水準点を設けた項目において、各審査委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば、受託候補者として特定する。

9. 審査結果

本プロポーザルに参加した全ての事業者に対し、文書にて審査結果を通知する。また、審査結果を新居浜市ホームページに掲載する。ただし、個々の評価に対する内訳は公表しない。

なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立て等は受け付けない。

10. スケジュール

公告日	令和3年9月30日(木)
質問受付期間	令和3年9月30日(木)～ 令和3年10月13日(水)
参加資格確認申請書兼誓約書提出期間	令和3年9月30日(木)～ 令和3年10月20日(水)
質問回答期限	令和3年10月20日(水)
参加資格確認結果通知	令和3年10月26日(火)
参加資格がないと認められた者の 説明請求期限	令和3年10月28日(木)
説明を求めた者への回答期限	令和3年11月1日(月)
業務提案書等提出期間	令和3年10月28日(木)～ 令和3年11月18日(木)
審査 (プレゼンテーション・ヒアリング含む。)	令和3年11月30日(火)※予定
審査結果通知	令和3年12月3日(金)
業務委託契約締結	令和3年12月中旬を予定

11. 契約事項

- (1) 審査委員会の評価した得点が最も高い提案者(事業者)を受託候補者として特定し、契約に係る協議を行い、契約を締結する。
- (2) 特定した事業者が契約を締結しない場合、又は協議が整わなかった場合はその特定を取り消し、次点となった事業者を受託候補者として特定し、契約に係る協議を行い、契約を締結する。
- (3) 契約保証金は徴収しない。

12. 留意事項

- (1) 参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

- イ この実施要領に違反した場合
 - ウ 業務提案書に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
 - エ 2. (4) の委託料の上限額を超える見積書を提出した場合
 - オ 審査結果に影響するような信義に反する行為、不誠実な行為があった場合
- (2) 本プロポーザルに参加するためにかかる費用は、全て参加者の負担とする。
 - (3) 提出された書類等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
 - (4) この実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、協議により決定するものとする。

以 上